

主要国・地域へ適用中の追加関税率一覧（2025/11/10～）

(注1)

原産国・地域

対象品目								左記以外 の国・地域	
鉄鋼・ アルミ 製品 (および派生品)	計60%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	
	鉄鋼・ アルミ関税	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	
	IEEPA関税 (特定国対象)	10%					関税割当の 設定を検討	英国は25%	
自動車 および 同部品	4月5日以降に米国で組み立てられた自動車希望小売価格の15%を 占める部品に追加関税が課された場合、希望小売価格の3.75%に相当する輸入調整相殺額を申請可能								
	計35%	計25%	計25%	計25%	計25%	計15%	計15%	計25%	
	自動車・ 同部品関税	25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	25%
	IEEPA関税 (特定国対象)	10%	USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は非米国産部分のみ関税適用 自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除				英国は年間10万台まで10%、 日本・EUはMFN税率を含め15%		
中・大型 トラック および 同部品 (注2)	11月1日以降に米国で組み立てられた中・大型トラック希望小売価格の15%を 占める部品に追加関税が課された場合、希望小売価格の3.75%に相当する輸入調整相殺額を申請可能								
	計35%	計25%	計25%	計25%	計25%	計25%	計25%	計25%	
	中・大型トラック 同部品関税	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%
	IEEPA関税 (特定国対象)	10%	USMCAの自動車原産地規則を満たす中・大型トラックは非米国産部分のみ関税適用 中・大型トラック部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除						
銅 (派生品・ 半製品)	計60%	計85%	計75%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	
	銅関税	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	IEEPA関税 (特定国対象)	10%	35%	25%					

(注1) このほか、品目によって中国原産品には1974年通商法301条に基づく関税も賦課される

(注2) 米国関税分類表（HTSUS）8702に分類されるバスなどには10%の関税が賦課される

(注3) 青掛け項目は1962年通商拡大法232条、緑掛け項目は国際緊急経済権限法（IEEPA）を根拠法に発動（出所）米国政府発表資料などから作成、2025年11月5日時点

主要国・地域へ適用中の追加関税率一覧（2025/11/10～）

（注1）

原産国・地域

対象品目



左記以外
の国・地域

木材
製品
（木材・
製材）

計20% 計10% 計10% 計10% 計10% 計10% 計10% 計10%

木材製品
関税

10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%

IEEPA関税
（特定国対象）

10%

木材
製品

計35% 計25% 計25% 計25% 計25% 計15% 計15% 計25%

木材製品
関税

25% 25% 25% 25% 25% 15% 15% 25%

IEEPA関税
（特定国対象）

10%

2026年1月1日に関税率を引き上げ予定

日本・EUはMFN税率を含め15%

英国は10%

上記以外
の品目

計20% 計35% 計25% 計50% 計50% 15%
または
MFN税率 15%
または
MFN税率 合計は国・
地域に
より異なる

相互
関税

34%
うち10%ベース
ライン関税のみ適用中

IEEPAカナダ・メキシコ関税適用中は免除

12% 12%

10%

25%

15%～

15%～

7/31付
大統領令に
基づく税率

USMCA原産地規則を満たす製品は適用免除

IEEPA関税
（特定国対象）

10%

35%
エネルギー製品は10%

25%

40%
対象外品目あり、
7/30付大統領令 Annex I 参照

25%

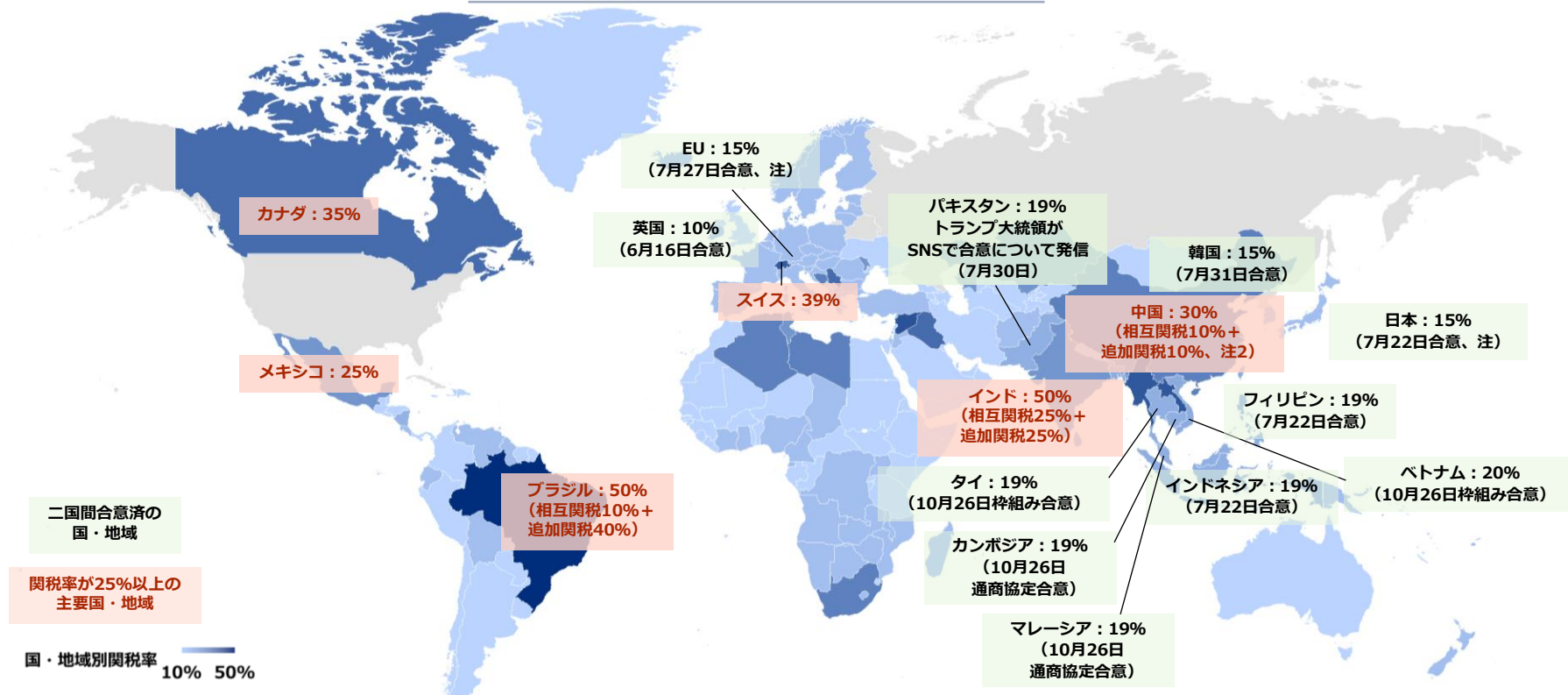
MFN税率 < 15% → 15%
MFN税率 > 15% → MFN税率
※EUの一部品目については
MFN関税のみが適用される

（注1）このほか、品目によって中国原産品には1974年通商法301条に基づく関税も賦課される。
（注2）青掛け項目は1962年通商拡大法232条、緑掛け項目は国際緊急経済権限法（IEEPA）を根拠法に発動
（出所）米国政府発表資料などから作成、2025年11月5日時点

各国・地域の追加関税率と合意内容

- 7月31日発表の相互関税に関する大統領令により**69カ国・地域**に対し10～41%の関税を賦課。
- 中国、インド、ブラジルについては、相互関税に加えて別の大統領令を通じて追加関税を賦課。
- カナダ、メキシコについては、別の大統領令を通じて追加関税が賦課。
- 一部国・地域は大統領令発表前に関税措置の内容について二国・地域間合意。一方、詳細については二国・地域間で齟齬も。

各国・地域の追加関税率、合意済の国・地域



(注1) EUおよび日本からの輸入品に対する追加関税率は、米国調和関税表（HTSUS）の一般税率（MFN税率）が15%未満であれば合計税率が15%になるよう追加課税し、15%以上であれば追加関税は課されない。

(注2) 中国原産品の一部品目は1974年通商法301条に基づく関税も賦課される

(出所) 米国政府発表資料、トランプ大統領SNS、各国政府発表資料などから作成（2025年11月5日時点）